

第 4 期 第 1 回

福岡市市民公益活動推進審議会 会議次第

日時：平成24年9月3日（月） 10時～12時

場所：福岡市役所 15階 1505会議室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱・傍聴要綱について
- 4 会長・副会長の選出
- 5 審議等
 - (1) NPO・ボランティア交流センターの機能充実について
 - (2) 特定非営利活動促進法における個別条例指定について
- 6 閉 会

配布資料

- ・福岡市市民公益活動推進審議会委員名簿 (資料1)
 - ・福岡市市民公益活動推進条例 (資料2)
 - ・福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱 (資料3)
 - ・福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱 (資料4)
- (1) NPO・ボランティア交流センターの機能充実について
- ・NPO・ボランティア交流センター（あすみん）概要 (資料5)
 - ・NPO・ボランティア交流センタースケジュール (資料6)
 - ・現状・課題・取り組みの方向性 (資料7)
 - ・政令市のNPOボランティア支援施設の概要 (資料8)
 - ・市民公益活動の推進に係る施策基本方針 (資料9)
 - ・福岡市NPO・ボランティア交流センター条例 (資料10)
- (2) 特定非営利活動促進法における個別条例指定について
- ・特定非営利活動促進法における個別条例指定について (資料11)
 - ・認定基準の8項目 (資料12)
 - ・認定による税制優遇措置 (資料13)
 - ・条例指定一覧表 (資料14)

「福岡市市民公益活動推進審議会」委員名簿

(任期：平成24年8月1日～平成26年7月31日)

氏名	所属等	分野
森田昌嗣	九州大学大学院 芸術工学研究院	学識経験者
野口幸弘	西南学院大学 人間科学部	学識経験者
大谷順子	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡	NPO・ボランティア関係者
大庭宗一	特定非営利活動法人 博多の風	NPO・ボランティア関係者
原田陽次	福岡市自治協議会等7区会長会	地域関係者
高根茂	パナソニックシステムネットワークス 株式会社	企業関係者
空直美	株式会社 プロネット	企業関係者
大西浩明	福岡市教育委員会 (理事)	行政
緒方隆哉	福岡市7区区長会 (南区長)	行政
四宮祐司	福岡市市民局 (市民局長)	行政

(五十音順・敬称略)

福岡市市民公益活動推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民公益活動 市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動（次に掲げるものを除く。）であって、公益の増進に寄与するものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの
 - イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するもの
- (2) 市民公益活動団体 自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体であって、主として市民公益活動を継続的に行うものをいう。
- (3) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (4) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 共働 相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力をあわせて共に行動することをいう。
- (7) 自治都市・福岡 すべての市民が、自らが暮らす地域の身近な問題について、自らができることを考え、主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいう。

(基本理念)

第3条 市民公益活動の活性化は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、次に掲げる事項を旨として行うものでなければならない。

- (1) 必要な情報を相互に提供し、共有すること。
- (2) それぞれの立場や役割を相互に理解すること。
- (3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重すること。
- (4) それぞれの活動に相互に参加し、若しくは参画し、又は多様な連携を図ることにより、それぞれが有する目的及び課題を共有し、その達成及び解決を目指すこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、当該地域社会に対して自らができることを考え、行動するとともに、市民公益活動に関する理解を深め、これに主体的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、社会的な責任を自覚し、主体的にその活動を行うよう努めるものとする。

- 2 市民公益活動団体は、自らが行う活動について、市民の理解と協力が広く得られるようにするとともに、その公正性及び透明性の確保に努めるものとする。
- 3 市民公益活動団体は、団体相互の多様な連携を図ることなどにより、共働を積極的に図るよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる団体である市民公益活動団体は、その特性に応じそれぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 自治組織 住民自らの発意による多様な活動及びより多くの住民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。
- (2) NPO及びボランティア団体 社会的な課題の解決を目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設の地域開放を進めることなどにより、市民公益活動の活性化に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的にこれを推進するものとする。

(情報の提供等)

第9条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

(学習機会の提供等)

第10条 市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(人材の育成及び拠点施設の機能の充実)

第11条 市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

(市民公益活動に対する助成)

第12条 市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算の範囲内で助成することができる。

(市民公益活動団体の特性の活用)

第13条 市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすことにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業については、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとする。

(市民公益活動推進審議会)

第14条 市長の附属機関として、福岡市市民公益活動推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、市民公益活動の活性化に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。

(2) 前号に規定する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織及び委員)

第16条 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営)

第19条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進条例第19条の規定に基づき、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動実践者
- (3) 地域関係者
- (4) NPO・ボランティア関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 市職員

(会 長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部 会)

第4条 審議会は、特定の事項を調査審議する必要があると認められるときは、審議会の委員の一部をもって、部会を置くことができる。

- 2 特に必要があると認めるときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、審議結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、開催の10分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第5条 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

様式

年 月 日
福岡市市民公益活動推進審議会

整理番号票

No. _____

傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、
係員の求めに応じて提示してください。

審 議 項 目

議題 1

NPO・ボランティア交流センターの機能充実について

【提案の趣旨】

平成14年度に設置したNPO・ボランティア交流センター（あすみん）は、NPOやボランティア活動をはじめようとする市民に対し、公益活動に関わる情報の提供や相互の交流の場の提供等を行ってきた。

このたび、施設の老朽化等の理由により平成28年度をめどに移転することを計画しているが、設置後10年を経過していることもあり、これを機にあすみんの機能を再検討するとともに、新たなあすみんの在り方・方向性についてご意見を伺うもの。

福岡市 NPO・ボランティア交流センター「あすみん」概要

1. 名称	福岡市NPO・ボランティア交流センター (愛称:あすみん)
2. 面積	約 380 m ² (青年センター5階部分)、共用部分 120 m ² (1階)
3. 設立年月日	平成 14 年 10 月 6 日
4. 開館時間等	開館時間 月～土 午前 10 時から午後 10 時まで 日祝祭日 午前 10 時から午後 6 時まで
	休館日 毎月第 4 水曜日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)
5. 運営主体	指定管理者 (公設民営)
6. 委託先	株式会社 アーバンデザインコンサルタント
7. 職員体制	常勤 4 人 非常勤 6 人
8. 予算	指定管理料 29,622,000 円 *光熱水費、修繕費、清掃・警備費用等を含む
9. 施設	(1) セミナールーム (会議室) (2) 打ち合わせコーナー (3) たたみコーナー (4) 連絡 BOX (5) インフォメーションボード (6) パンフレットストック (7) パソコンコーナー (8) 書籍コーナー (9) ワーキングコーナー (10) 相談カウンター ※「あすみん案内」参照
10. 設備	①パソコン (利用者 4 台) ②プリンター (利用者 1 台) ③印刷機 (1 台) ④紙折り機 (1 台) ⑤製本機 (1 台) ⑥裁断機 (2 台) ⑦コピー機 (1 台) ⑧大型ホッチキス (1 台) ⑨手動パンチ (1 台) ⑩ラミネーター (1 台) ※「あすみん案内」参照

平成 23 年度センター管理業務等の実施状況

1. 場・機材の提供事業

- (1) 開館日数 348 日間
- (2) 利用者数 34,506 人 (1 日平均利用者 99 人)
※累計利用者 320,828 人
- (3) 登録数
①登録団体 684 団体 (累計 1,008 団体)
②個人登録 134 人 (累計 965 人)
- (4) 施設及び設備
① セミナールームの利用状況 823 団体 12,071 人
②連絡ボックス貸出 148 団体

2. 市民公益活動に関する情報の収集及び提供事業

- (1) ホームページの運用 更新回数 3,724 回 閲覧数 163,645 回
- (2) メールマガジンの発行 発行回数 30 回 発行部数計 59,383 部
- (3) 情報誌の発行 発行回数 4 回 配布部数計 2,363 部
※情報誌の作成に係るボランティア人数 延べ 17 人

(4) 新聞、各種図書資料の購入、収集、整理及び配架掲示

- ・新聞購入数 3紙、図書資料購入数 33冊 (11種)
- ・あすみん情報便搭載件数 46件
- ・情報配架数 1,183件
 ※情報整理等に係るボランティア人数 延べ 186人
- ・利用登録団体の情報公開数 684団体分

3. 市民公益活動に関する講座および研修の企画実施事業

開催日	事業名	対象	参加者	備考
H23. 5. 24	ボランティア入門講座	ボランティア入門者	13	
H23. 7. 16	ボランティア入門講座	ボランティア入門者	7	
H23. 9. 10	ボランティア入門講座	ボランティア入門者	4	
H23. 6. 25	NPO 法人入門講座	NPO 法人設立希望者	45	
H23. 10. 22	NPO 法人入門講座	NPO 法人設立希望者	30	
H23. 9. 13	ファンドレイジング入門	NPO 運営担当等	24	
H23. 10. 9	ファンドレイジング入門	NPO 運営担当等	19	
H23. 10. 11 ~H23. 11. 1	協働力向上セミナー	NPO 企画担当者等	63	共催
H23. 10. 20 ~H24. 2. 28	会計・税務セミナー	団体経理担当者等	213	共催

4. 市民公益活動に関する相談事業

- (1) 職員による相談対応 655件 (1日平均 1.8件)
 ※相談形態 来館 310件、電話 321件、メール 24件
- (2) コミュニティビジネス相談 99件 102人
- (3) 会計税務個別相談 10件 13人
- (4) 地域と NPO の連携相談 11件 13人

5. 災害時におけるボランティア活動支援事業

- (1) 災害時のボランティア情報提供 31回
- (2) 防災講座 1回 (参加者: 24人)

6. 市民公益活動を推進する交流連携事業

- (1) あすみん交流会 6回 (参加者: 84人)
- (2) 市民と出会う出前フェア 4回 (参加者: 1,030人)
- (3) ふくおかボランティア祭り 1回 (参加者: 750人)

7. 調査研究事業

* NPO・ボランティアと地域の共働の在り方について

地域における NPO 活動の現状と課題を明らかにすることを目的とし、早良区地域支援課の協力を得て、区役所職員と NPO 団体の交流会などを実施。

8. 自主事業

開催日	事業名	対象	参加者	備考
H23. 5月~ H23. 11月	災害現場報告会	被災地支援ボランティアに興味のある方	157	実施7回
H24. 2~3月	環境NPOのための組織基盤整備連続講座	団体運営担当者等	113	実施3回

あすみんなへようこそ！

- ・ここは福岡市 NPOボランティア交流センターです。
- ・利用登録されると、施設を自由にお使いいただけます。

セミナールームを使おう！

ご利用は登録団体のみです。
利用は無料ですが、予約が必要です。
※予約・利用方法については窓口で
おたずね下さい。

図書コーナー

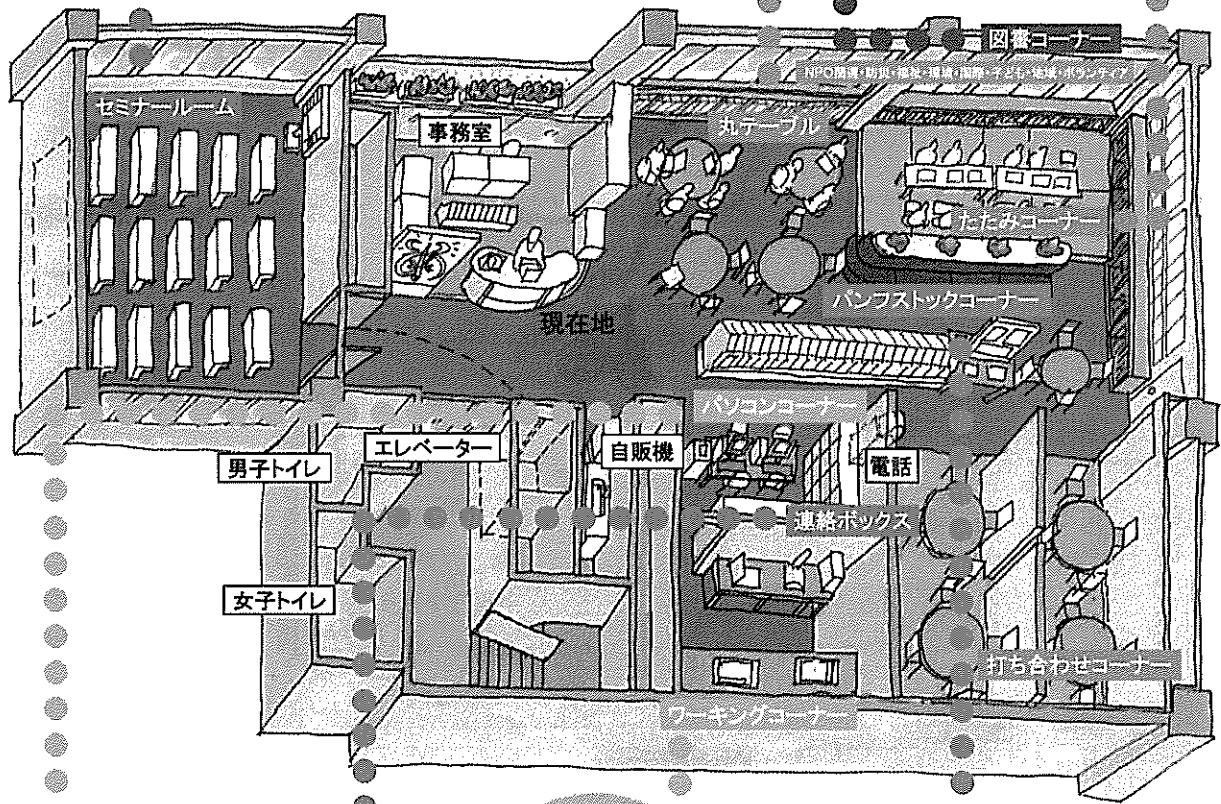
NPO、ボランティアに関する書籍が満載！
注）貸し出しはしてません。

打合せ用 丸テーブル

打合せのスペースとして、個人登録の
方も自由に利用できます。
※予約は必要ありません。

たたみコーナー

ゆっくりミーティングができますよ。



パソコンを使おう

インターネット検索や文書作成が
できます。

ワーキングコーナー

コピー機、印刷機、紙おり機、
さいだん機などが使えます。

連絡ボックスって？

利用団体宛の郵便物をこのボックスで
受けとれます。
※ご利用は登録団体のみです。

パンフストック

あすみんなに登録している団体の情報や
チラシを自由にご覧になれます。





設備・備品のご利用について

あすみの施設はご自由にお使いいただけることができます。時間帯によっては込み合う場合がございますので、お互いに譲り合ってお使い下さい。また、印刷機、プリントアウト、コピー機、ファックスの使用につきましては料金がかかります。詳しくはお尋ねください。

情報をお待ちしています

利用登録団体の紹介パンフレット、会報、イベント案内、ポスターなどを掲示・設置できます。是非お待ちしております。

丸テーブルコーナー

少人数での打ち合わせに利用できます。

書籍コーナー NPO・ボランティアに関する書籍・資料を置いています。(※貸し出しは行っていません。)

たたみスペース

15名程度の打ち合わせに利用できます。

インフォメーションボード / パンフレットストック 利用登録団体のイベント案内、ポスター、団体紹介パンフレット、助成金情報などを設置しています。

パソコンコーナー ボランティア活動のための情報検索、資料作りなどにお使いただけます。

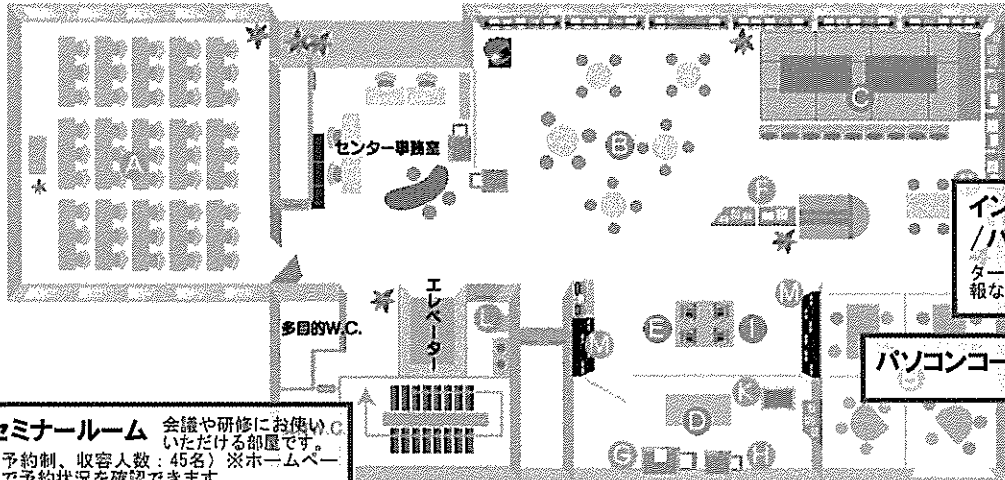
連絡ボックス 団体相互の情報交換や物品の一時管理場所のほか、郵便物の受取りにご利用いただけます。

打ち合わせブース

4つのブースに仕切ったり、複数同時に利用できます。

ワーキングコーナー

会報、資料作りなどにお使いただけます。印刷機、コピー機、紙折り機、裁断機、手動パンチ、大型ホットテキストなどを準備しています。



セミナールーム 会議や研修にお使いいただける部屋です。(予約制、収容人数：45名) ※ホームページで予約状況を確認できます。

- 利用可能な備品
- ・マイク・スピーカーセット
- ・テレビ・ビデオデッキ
- ・CD・MD・カセットプレイヤー
- ・プロジェクター
- ・湯のみ・急須

受付・相談カウンター

NPO・ボランティアに関するご相談はこちらへ。

公衆電話 / Fax

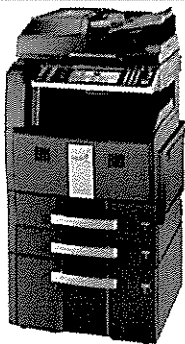
※セミナールーム、印刷など「あすみん」の設備をご利用になる時は「利用登録」が必要になる場合があります。

※登録手続きについて——詳しくはあすみん事務局にお尋ねください。

※イメージ図につき、実際とは異なる場合があります。

カラーコピー機

コインペンダー式でその場で領収書発行



コインペンダーになって気軽に利用できるようになりました！

サイズ	モノクロ	カラー
A4	10円	50円
A3		80円
B4		50円
B5		50円

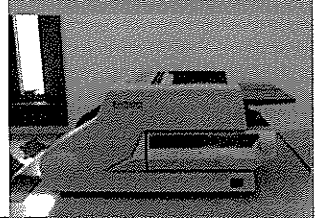
この機 折り機 手動パンチ 図表転写機

物にも工夫次第でいろいろ折れるよ！



折り機が示すランプに、メモリを合わせるのがきれいに折るコツ！

紙折り機



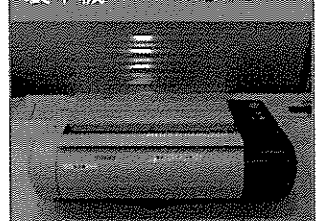
裁断機

最大400枚



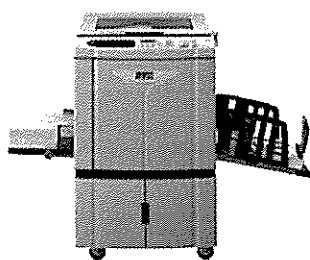
製本機

報告書もOK



印刷機

黒、赤、青で単色印刷ができます

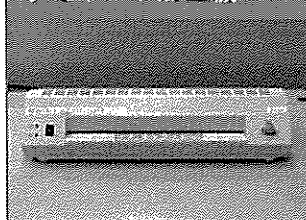


たくさん印刷することが多いので、安くて便利です！

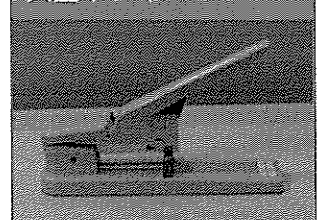
製版	50円
1~20枚	10円
21~40枚	20円
41~60枚	30円

※20枚セットで10円です。

ラミネート加工機



大型ホチキス



あすみんスケジュール

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
第2期指定管理	第2期指定管理(アバンティザインコンサルタント)				
第3期指定管理	在り方検討 募集指針作成	公募・審査・指定	第3期指定管理	公募・審査・指定	第4期指定管理
第4期指定管理			募集指針作成		
新施設移転		本体施設設計	内装方針決定	本体建設工事 内装設計	新あすみん供用開始 青年センター廃止

【ソフト事業について】

条例に掲げる事業	課 題	検討の方向性(案)
市民公益活動に関する情報の収集および提供	<ul style="list-style-type: none"> ・お金や物を提供したい市民や企業と団体とを結びつける事業が必要。 ・NPOが自らの情報を市民に積極的に発信していない。 ・NPOが情報公開することによって市民に評価される重要性を自覚していない。 ・NPOに対する市民の認知が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織が取り組んでいるマッチング事業の活用や、HPでの対応を検討。 ・情報発信のためのHP講座、効果的PRのためのチラシ講座等の開催。 ・情報公開による自立力、継続力向上講座の開催。 ・ボランティアインターンシップ制度の充実。
市民公益活動に関する研修及び講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO活動を本業と位置づけ、自立を目指す団体が少ない。 ・団体スタッフの専門能力(企画、広報、財務、労務等)が不足。 ・NPO法人認証・認定に関する知識が不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO経営マインド啓発講座の開催。 ・人材育成講座の開催。 <p>広報: 情報発信のためのHP講座、効果的なPRのためのチラシ講座 財務: 会計処理のためのエクセル講座 資金調達: 活動資金獲得講座 労務: スタッフ定着支援講座 NPO法: 認証・認定講座の開催 等</p>
市民公益活動に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の社会貢献活動に対する意欲を実際の市民活動に結びつけることができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や企業等の社会貢献意欲と、NPO側のニーズをマッチングさせる事業の検討。 ・ボランティア登録制度の研究。
市民公益活動に関する調査及び研究	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がNPOを評価するシステムが確立していない。 ・NPOの信頼性の向上と、市民の認知向上を同時に図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が寄付、役員就任、就職など目的に合わせて自ら客観的にNPOを評価できるシステムの調査、研究。 ・ボランティアポイント制度の調査、研究。
市民公益活動の促進のためのセンター施設の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・あすみん登録が施設や備品の利用許可手続きにとどまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あすみんを中心としたNPO相互の情報交換、相互啓発のための自主的な組織(あすみんクラブ)の設立を検討。 ・施設運営専門家ボランティアの検討
その他センターの設置の目的の達成に必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・団体相互間、地域、行政、企業、大学との連携づくり、ネットワークづくりの仕組みが必要。 ・人材が不足しているため、スタッフ確保の支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体同士のネットワーク強化を検討。 ・学校への出前講座の積極的な実施。 ・大学との連絡会議の開催。 ・ホームページ作成支援人材登録制度の検討。 ・ボランティアインターンシップ制度の充実。

【ハード整備について】

現在の施設	課題	検討の方向性
セミナールーム	<ul style="list-style-type: none"> ・年間約800団体が利用しており、予約が取りにくい状態。 ・現況(45名定員)より大きい部屋の要望も多い。 ・45名定員1室では少人数の利用の場合、無駄が多い。 ・他の市の施設との均衡などから有料化を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り可能な100名規模のセミナールームや小会議室の設置を検討 ・有料化を考慮した貸し出しルールの検討。
打ち合わせコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル配置が密集しており、隣席の声など打ち合わせに支障が生じることがある。 ・LAN配線が有線であり使用可能なパソコンに限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・余裕を持った配置の検討。 ・無線LAN設備の検討。
丸テーブルコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・LAN配線が有線であり使用可能なパソコンに限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線LAN設備の検討。
畳コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・入館者が横になるなど打ち合わせ以外での利用がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止(打ち合わせコーナーへの転用)を検討。
ワーキングコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・備品の老朽化が進んでいる。 ・大判プリンターなど近年一般化した備品が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要備品の洗い出し作業を行い、整備を検討。
パソコンコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・台数が少なく、老朽化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備を検討。
書籍コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書数が限られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市総合図書館の本を借りられるようにするなど市総合図書館との連携を検討。
団体ファイルコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・約700冊の団体ファイルがあり、施設の中で大きな面積を占めている。 ・インターネットによる閲覧に対応していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体情報の電子ファイル化を検討。
パンフレット置き場	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者だけしか見ることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外での掲示を検討。
連絡ボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込みながら活用していない団体がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡ボックスの必要性について調査を行う。
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・狭く、休憩スペースがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12時間開館に対応したスペースを確保する。
受付・相談カウンター	<ul style="list-style-type: none"> ・受付の位置が来館者の動線に合っていない。 ・プライバシーに配慮した相談ブースがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録(個人・団体)制度の見直し。 ・入退室管理方法の検討。 ・実際の運用形態に合わせた施設内レイアウトの見直し。

政令市のNPOボランティア支援施設の概要

	札幌市	仙台市	さいたま市
施設名	札幌市市民活動サポートセンター	仙台市市民活動サポートセンター	さいたま市市民活動サポートセンター
設置年月	平成15年9月	平成11年6月(下記住所への移転は平成18年9月)	平成19年10月
延床面積(㎡)	1038.13㎡	2320.94㎡	2713.5㎡
場所	札幌エルプラザ公共4施設内	仙台市青葉区一番町(占用物件)	浦和駅東口駅前再開発ビル(コムナーレ9階)
他の入居施設	環境プラザ・消費者センター・男女共同参画センター	なし	中央図書館(8階)、浦和コミュニティセンター(10階)、浦和消費生活センター、国際交流センター、シルバーバンク事務所(9階)
開館時間	月～土 8時45分～22時 日祝祭日 8時45分～20時	月～土 9時～22時 日祝日 9時～18時	9時～21時30分
休館日	年末年始(12/29～翌1/3)	毎月第2、第4水曜日 年末年始(12/29～1/3)	年末年始(12/29～翌1/3)
管理体制	指定管理 (指定管理者:財札幌市青少年女性活動協会)	指定管理 (指定管理者:(特活)せんだい・みやぎNPOセンター)	指定管理 (指定管理者:NPO法人さいたまNPOセンター)
現行管理期間(指定管理の場合)	平成22年4月～平成26年3月	平成22年4月～平成27年3月	平成23年4月～平成28年3月
管理経費(千円)	平成23年度 232,060千円 (4施設合計)	平成23年度 76,925千円	平成23年度 53,800千円 (指定管理料)
賃借料(民間施設借上の場合)		5,690千円/月 (年額68,280千円)	無料
スタッフ数		常勤13名、非常勤4名(24.7.1現在)	常勤職員:7人・非常勤職員:11人
来館者数(人)	平成23年度 67,797人	平成23年度 54,189人	平成23年度 468,139人
施設	【4施設内】 ・ホール・会議・研修室 ・打ち合わせスペース ・連絡ボックス ・インフォメーションボード ・パンフレットストック ・パソコンコーナー ・書籍コーナー ・フリースペース ・印刷作業室 ・事務ブース ・受付・相談カウンター ・公衆電話 ・貸ロッカー	・研修室(5室) ・セミナーホール(1室)、 ・市民活動シアター(1室) ・市民活動共同事務所(事務用ブース 10ブース) ・貸ロッカー(118個) ・連絡用レターケース(168個) ・打合せ用交流サロン ・情報サロン(パンフレットを配架) ・図書コーナー、展示コーナー ・団体情報ファイルコーナー ・受付カウンター ・相談・つながるサロン	ミーティングスペースとしてワンフロア ・総合案内 ・打ち合わせスペース(250席) ・団体ロッカー(大70個・小140個) ・メールボックス(312個) ・パソコンコーナー(4台設置) ・資料閲覧コーナー ・パンフレットラック ・コミュニケーション・ボード ・印刷作業室 ・コインロッカー(16個) ・多目的展示コーナー ・バリアフリー・バントリー ・親子スペース(プレイルーム、授乳室) ・公衆電話
設備	・パソコン(利用者用) ・プリンター(利用者用) ・印刷機 ・紙折り機 ・製本機 ・裁断機 ・コピー機	・貸出用パソコン(2台) ・印刷機(2台) ・コピー機(1台) ・裁断機(1台) ・紙折機(1台)	・パソコン(利用者4台)・モノクロ印刷機(2台) ・高速カラープリンター(1台)・コピー(カラー1台) ・大判プリンター(1台)・製本機1台・紙折り機(1台)・裁断機(2台)・丁合機(1台) 貸出機材として ・データプロジェクター(3台)・オーバーヘッドプロジェクター(3台)・移動式スクリーン(6台)・テレビ付ビデオ一体型DVDプレーヤー(2台)・ワイアレスマイク装置(3個)・ショルダーメガホン(3個)・展示パネル(45枚)
事業	(1) 市民活動に関する情報の収集及び提供並びに相談に関する事 (2) 市民活動に関する交流の支援に関する事 (3) 市民活動に関する研修及び学習の機会の提供に関する事 (4) 市民活動に関する調査、研究、企画立案及び啓発に関する事 (5) センターの施設を使用に供すること (6) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業	(1)施設管理業務 (2)市民公益活動に関する情報収集提供業務 (3)市民公益活動に関する相談業務 (4)関係団体との連絡調整業務 (5)各種事業の実施 ・人材育成事業 ・交流促進事業 ・市民公益活動への誘導啓発事業 (6)市民活動シアター活性化事業 ・人材育成、交流促進事業 (7)市民公益活動に関する資料の購入 (7)施設及び設備の使用料徴収業務	(1)市民活動の入り口機能 スペース活用事業(ライブコラボ、展示活用、緑のカーテン) (2)活動拠点・事務所機能 打合せスペース提供、ロッカー・メールボックス、貸出機材利用提供、印刷室・PCコーナー利用提供 (3)交流・ネットワーク機能 ・フェスティバル・交流事業(夏の交流イベント、秋の交流イベント、春のフェスティバル、市民活動サロン、登録団体オリエンテーション) ・連携・支援強化事業(特定課題対応、営利セクターとの連携、コミュニティ関連施設連携、市民活動支援施設ネットワーク事業) (4)情報収集・提供の機能 情報発信事業(情報紙、メールマガジンの編集・発行、フェイスブックの活用、サポセンWeb) (5)相談・コンサルティングの機能 専門相談事業(会計・税務相談、労務相談、行政手続き相談、PC・印刷相談、ミニセミナー) (6)学習の機能 セミナー事業(指定管理業務内セミナー12回、有料自主事業セミナー1回) (7)その他 ・研修スキルアップ事業(内部研修、対応事例検討、外部研修参加) ・協力者受入事業(インターン受入、公共施設市民パートナー制度モデル事業参画)
会議・研修室数	9	6	0
会議・研修室面積(㎡)	41～161㎡	349	
会議・研修室等施設利用料	有料	400～1,600円/1時間	

政令市のNPOボランティア支援施設の概要

	千葉市	横浜市	川崎市
施設名	ちば市民活力創造プラザ	横浜市民活動支援センター	かわさき市民活動センター
設置年月	平成24年4月 (前身施設は平成14年10月)	平成12年10月	平成15年4月
延床面積(m ²)	190m ²	866m ²	884.31m ²
場 所	千葉中央ツインビル2号館内(9階)	みなとみらい21クリーンセンタービル(4.5階)	中原市民館内(1階)
他の入居施設	文化センター・国際交流協会	なし	中原市民館内(1階～2階)
開館時間	月～土 9時～21時 日祝祭日 9時～18時	月～土 9時～21時 日祝祭日 9時～17時	9時～21時
休館日	年末年始(12/29～翌1/3)	毎月第4日曜日(12月は第1・4日曜日) 年末年始(12/29～翌1/3)	毎月第3日曜日 年末年始(12/29～翌1/3)
管理体制	委託 (委託先 特定非営利活動法人まちづくり千葉)	委託 (NPO法人市民セクターよこはま)	民設民営
現行管理期間 (指定管理の場合)		～平成26年3月	—
管理経費(千円)	平成23年度 11,962千円	平成23年度 41,836千円	平成23年度 98,035千円 (市運営費補助金)
賃借料 (民間施設借上の場合)		平成23年度 27,909千円 (施設管理料)	—
スタッフ数	常勤職員3名・非常勤職員8名	常勤職員:6人 非常勤職員:9人	常勤職員:13人・アルバイト8人
来館者数(人)	平成23年度 18,029人	平成23年度 46,265人	平成23年度 23,469人
施 設	ワンフロアとして整備 ・打ち合わせスペース ・連絡ボックス ・インフォメーションボード ・パンフレットストック ・パソコンコーナー(3台設置) ・書籍コーナー ・受付・相談カウンター	・ディスカッションルーム(定員12名18.5m ²) ・セミナールーム1(定員36名63m ²) ・セミナールーム2(定員36名57m ²) ・ワークショップ広場(最大64名120m ²) ・市民活動共同オフィス(150m ²) ・貸ロッカー(大18、中90、小24) ・貸レターケース(90ケース) ・活動工房(印刷機等) ・パソコンコーナー ・キッズコーナー ・情報コーナー ・ギャラリーコーナー ・相談窓口	・会議室(18人×2) ・フリースペース(10か所) ・図書コーナー ・情報コーナー ・ロッカー ・レターケース ・市民活動ブース(5m ² ×5) ・受付・相談コーナー
設 備	・パソコン(利用者4台) ・プリンター(利用者1台) ・印刷機(1台) ・紙折り機(1台) ・裁断機(1台) ・コピー機(1台)	・リソグラフ(2)・コピー機(1) ・紙折機(2)・丁合機(1) ・強力穴あけパンチ(2) ・裁断機(2) ・カッティングマット(2)・金尺(2) ・製本用ホチキス(2)・ホチキス(2) ・テープカッター(2)	・パソコン(利用者2台) ・プリンター(利用者1台) ・印刷機(1台) ・紙折り機(1台) ・製本機(1台) ・裁断機(1台) ・コピー機(1台)
事 業	①市民公益活動情報の収集及び提供 ②交流・連携業務 ③相談業務 ④講座・研修の実施	(1)情報提供・発信事業 情報紙の発行、ホームページの運営、メールマガジンの発信、広報評価委員会の開催等 (2)共同オフィス交流・連携事業 連絡交流会の実施、広報支援等 (3)各区市民活動支援センター運営支援事業 研修・勉強会の開催、メールニュースの発行、各区における課題の整理と分析等 (4)市民活動支援施策等関連事業 NPO会計・税務ゼミナール、NPO劣務講座、認定NPOに関する講座の開催、アドバイザー派遣等 (5)新たな人材発掘・連携事業	(1)市民活動に関する情報の収集・提供及び啓発事業 (2)市民活動に関する調査・研究事業 (3)市民活動に関する人材育成及び相談事業 (4)市民活動の促進・支援事業 (5)青少年の健全育成に関する事業 (6)青少年施設の管理運営の受託 (7)関係機関・関係団体等との連携 (8)その他目的を達成するために必要な事業(理事会又は評議員会で決議する事業)
会議・研修室数	2	3	2
会議・研修室面積(m ²)	43・30	138.5	66
会議・研修室等施設利用料	無料	無料	有料

政令市のNPOボランティア支援施設の概要

	相模原市	新潟市	静岡市
施設名	さがみはら市民活動サポートセンター	新潟市市民活動支援センター	静岡市清水市民活動センター
設置年月	平成14年10月	平成16年12月	平成18年10月
延床面積(㎡)	162.49㎡	464.69㎡	386㎡
場所	(公財)相模原市都市整備公社 けやき会館 3階	西堀6番館ビル(民間ビル)3階	キララシティ2階
他の入居施設	1階:都市整備公社事務室、けやき会館事務室、けやき会館体育館 2階:けやき会館体育館、相模原市職員研修所 3階:自治会連合会、私立幼稚園協会、社会教育関係団体、第1中会議室、セミナールーム1、セミナールーム2 4階:小会議室、第2中会議室、第3中会議室、訪問看護ステーション、体育協会、相模原市人事委員会事務局 5階:大会議室	4階:観光政策課、(財)観光コンベンション協会 5階:水と土の芸術祭推進課	1階店舗、3階～13階マンション
開館時間	日曜日以外 9時～21時 日曜日 9時～17時	9時～22時	月～土 9時～21時30分 日曜日 9時～18時
休館日	毎月第4日曜日 年末年始(12/29～翌1/3)	年末年始(12/29～翌1/3)	第1、第3水曜日
管理体制	運営団体と協働	運営業務委託 (受託団体:新潟市市民活動支援センター運営協議会)	指定管理 (指定管理者:NPOサポート・しみず)
現行管理期間 (指定管理の場合)	平成23年4月～平成25年3月(指定管理ではないが3年に1回、運営団体の選考をしている)		平成22年4月～平成25年3月
管理経費(千円)	平成23年度 12,643千円	平成23年度 27,896千円	平成23年度 20,417千円
賃借料 (民間施設借上の場合)	8,189,496円/年	12,672千円/年	無料
スタッフ数	責任者1人、スタッフ14人	5人(シフト制で常時2人が勤務)	常勤職員2名、パート5名
来館者数(人)	平成23年度 13,368人	平成23年度 21,013人	平成23年度 13,621人
施設	・受付・相談コーナー ・団体ニュースレター ・イベント掲示コーナー ・団体紹介コーナー ・オープンスペース(4テーブル) ・図書コーナー ・ロッカー(48)、レターケース(30) ・パソコンコーナー(2台) ・作業コーナー ・会議室	・研修室(収容25人程度) ・小研修室(収容8人程度) ・事務ブース(2.8㎡×4区画) ・ミーティングスペース(6テーブル) ・キッズスペース(畳) ・メールボックス(135区画) ・貸しロッカー(72区画) ・市民活動関連掲示板 ・パンフレットスタンド ・パソコンコーナー(3台設置) ・書籍コーナー ・作業室(印刷機等) ・受付・相談カウンター ・公衆電話・FAX ・自動販売機(飲料)	・オープンスペース ・貸し会議室(2部屋) ・貸し事務ブース(10ブース) ・印刷室 ・情報コーナー ・貸しロッカー ・レターボックス ・パソコンコーナー
設備	・パソコン(利用者2台) ・プロジェクター(1台) ・プリンター(利用者1台) ・印刷機(1台)・丁合機(1台) ・紙折り機(1台)・裁断機(1台) ・コピー機(1台) ・ホッチキス(大中小) ・手動ハンチ(2台) ・ラミネーター(1台)	・パソコン(利用者3台) ・プリンター(利用者1台) ・印刷機(1台)・紙折り機(2台) ・手動裁断機(2台)・電動裁断機(1台) ・コピー機(1台)・大型ホッチキス(1台) ・手動ハンチ(1台)・ラミネーター(1台) ・プロジェクター(1台)・ノートパソコン(5台) ・DVDプレーヤー(1台) ・ワイヤレスマイク(2本)、スピーカー(1台)	・パソコン(2台) ・プリンター(1台) ・印刷機(2台) ・丁合機(1台) ・コピー機(1台) ・紙折り機(1台)
事業	(1)場・機材の提供 (2)情報提供及び収集 (3)学習機会の提供 ・市民活動活性化講座 ・NPO基礎講座(初級編・中級編) (4)相談事業 ・窓口相談・NPO設立・運営・会計・税務個別相談 (5)ネットワーク事業 ・団体同士の連携、企業との連携(市民活動団体のパネル展示と活動紹介)、団体と市民の連携、中間支援施設間の連携 (6)インターンシップ受け入れ (7)調査研究事業	(1)市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関する事業 (2)市民公益活動に関する交流の支援に関する事業 ・市民活動フェスタ ・利用団体交流会 (3)市民公益活動の相談に関する事業 ・利用団体個別相談(会計、税務など) ・NPO法人設立、運営相談(窓口即日) (4)市民公益活動の研修の機会の提供に関する事業 ・団体活動スキルアップ講座(広報、パソコン、聞き方など) (5)センターを市民公益活動に関する利用に供すること (6)その他センターの設置目的を達成するために必要な事業 ・協働推進事業(市民団体コラボ事業) ・調査、研究、研修事業(先進地視察、スタッフスキルアップ)	(1)市民活動に関する情報の収集及び提供に関する事業 ① 情報コーナーの管理・活用 ② 市民活動関係図書(の整理・購入) ③ 情報誌の制作、配布、発送 ④ 市民活動センターホームページの運営 (2)市民活動に関する相談に関する事業 (窓口での対面相談、電話相談、インターネットメールによる相談など) (3)市民活動に関する講座等の実施に関する事業 ① 啓発講座(「ボランティア入門」など) ② 人材・団体育成講座(「NPOのための会計講座」など) ③ 記念事業(「〇周年フェスティバル」など) (4)市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものとの関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進に関する事業 (5)施設の提供に関する事業 (6)事務ブース利用団体のマネジメント、活動等の支援に関する事業
会議・研修室数	1	2	2
会議・研修室面積(㎡)	44	63.6	第1会議室48㎡、第2会議室46.5㎡
会議・研修室等施設利用料	無料	無料(事務ブースのみ5,000円/月)	600円～2,200円 平日、日曜祝日時間帯により異なる

政令市のNPOボランティア支援施設の概要

	静岡市	浜松市	名古屋市
施設名	静岡市番町市民活動センター	浜松市市民協働センター	名古屋市市民活動推進センター
設置年月	平成21年10月	平成22年4月	平成24年4月
延床面積(m ²)	1,386m ²	1972.57m ²	631m ²
場所	番町複合施設内(1階の一部、2階)	浜松市中区中央1丁目13番3号	名古屋市中区栄3丁目18-1 ナディアパーク デザインセンタービル6階
他の入居施設	特別支援教育センター(1階の1部、3~4階)	男女共同参画推進センター(3階)	名古屋市青少年文化センター(7階~12階) 国際デザインセンター(B1階~7階) 名古屋市 子ども・子育て支援センター(6階) その他民間商業施設、企業オフィス
開館時間	月~土 9時~21時30分 日 祝日 9時~18時	9時~21時30分	火~土 9時~21時30分 日 祝祭日 9時~18時
休館日	第1、第3水曜日	年末年始(12/29~翌1/3)	毎週月曜日 年末年始(12/29~翌1/3)
管理体制	指定管理 (指定管理者:NPO法人静岡県ボランティア協会)	指定管理 (指定管理者:浜松市民協働サポートグループ)	直営(市民経済局地域振興部市民活動推進センター)
現行管理期間 (指定管理の場合)	平成21年10月~平成25年3月	平成24年4月~平成29年3月	
管理経費(千円)	平成23年度 36,001千円	平成24年度 384,000千円	平成23年度 -
賃借料 (民間施設借上の場合)	無料	無料	平成24年度 44,257千円
スタッフ数	常勤職員3名、パート8名	常勤職員: 9人	職員: 7人 嘱託員: 8人 臨時的任用職員: 1人
来館者数(人)	平成23年度 41,819 人	平成23年度 37,238人	平成23年度 - 人
施設	・オープンスペース ・貸し会議室(2部屋) ・貸し事務ブース(10ブース) ・印刷室 ・託児室 ・情報コーナー ・貸しロッカー ・レターボックス ・パソコンコーナー	・サロン ・アトリエ ・ライブラリー ・ギャラリー ・研修室 ・ロッカー ・メールボックス ・印刷スペース ・キッズスペース ・UDコーナー ・NPO法人情報閲覧コーナー ・受付・事務室	・会議室 定員12名 ・集会室 定員80名 ・作業スペース(印刷機、コピー機等の設置) ・貸しロッカー(60個) ・図書コーナー ・パソコンコーナー(2台設置) ・受付・相談コーナー ・フリースペース ・チラシ・パンフレットの配架コーナー
設備	・パソコン(2台) ・プリンター(1台) ・印刷機(2台) ・丁合機(1台) ・コピー機(1台) ・紙折り機(1台)	・パソコン(4台) ・読取機(1台) ・カラー印刷機(1台) ・紙折り機(1台) ・穿孔機(2台) ・製本機(1台) ・プロジェクター(3台) ・拡声装置(2式) ・マイクロホン(4本) ・スクリーン(3台) ・テレビ・ビデオ装置(2台ずつ) ・椅子(10脚1セット10組)	・パソコン(利用者2台) ・プリンター(利用者1台) ・大判プリンター(1台) ・印刷機(1台) ・紙折り機(1台) ・丁合機(1台) ・裁断機(1台)
事業	(1)市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること ① 情報コーナーの管理・活用 ② 市民活動関係図書等の整理・購入 ③ 情報誌の制作、配布、発送 ④ 市民活動センターホームページの運営 (2)市民活動に関する相談に関すること (窓口での対面相談、電話相談、インターネットメールによる相談など) (3)市民活動に関する講座等の実施に関すること ① 啓発講座(「ボランティア入門」など) ② 人材・団体育成講座(「NPOのための会計講座」など) ③ 記念事業(「〇周年フェスティバル」など) (4)市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うもの関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進に関すること (5)施設の提供に関すること (6)事務ブース利用団体のマネジメント、活動等の支援に関すること	(1)センターの管理運営全般に関すること (2)センターの運営に関すること ・市民協働を推進するための提案及び相談に関すること ・市民活動に関する講習会、展示会等の開催に関すること ・市民活動に関する図書、資料等の収集及び供用に関すること ・市民活動に関する調査及び研究に関すること ・市民活動に関する知識の普及及び啓発に関すること ・市民活動のための施設の提供に関すること (3)センターの施設維持管理に関すること	(1)NPO法人所轄庁事務の実施 (2)市民活動団体の協働の推進 (3)市民活動に係る情報の収集・提供・相談 (4)市民活動に関する講座等の実施 (5)市民活動の促進に係る企画及び調査研究 (6)センターの管理運営
会議・研修室数	3	3	2
会議・研修室面積(m ²)	大会議室99.9m ² 、中会議室70.75m ² 、小会議室37.58m ²	68、54、63	125
会議・研修室等施設利用料	300円~4,400円 平日、日曜祝日時間帯、会議室により異なる	有料	会議室: 午前600円、午後800円、夜間600円 集会室: 午前2000円、午後2500円、夜間2000円 集会室(2/3利用): 午前1300円、午後1700円、夜間1300円

政令市のNPOボランティア支援施設の概要

	京都市		大阪市
施設名	京都市市民活動総合センター	東山いきいき市民活動センター	大阪市ボランティア情報センター
設置年月	平成27年6月23日	平成23年4月	昭和62年11月
延床面積(㎡)	657.82㎡	4119.2㎡	166㎡
場所	ひと・まち交流館 京都内(2階)	東山区巽町(1~3階)	大阪市立社会福祉センター内(1階)
他の入居施設	景観・まちづくりセンター(B1) 福祉ボランティアセンター(3F) 長寿すこやかセンター(4F) 老人短期入所施設(5F)	保育所(1階)居宅介護施設(1階) 学童保育所(2階)	大阪市立保育連盟、なみはや福祉会、大阪市知的障害者育成会、社会事業施設協議会、大阪市遺族会、大阪市社会福祉協議会、大阪市民生員児童委員連盟、大阪市身体障害者団体協議会、大阪市肢体障害者協会、家庭養護促進協会、大阪市障害者福祉スポーツ協会、大阪市視覚障害者福祉協会、大阪市児童福祉事業協会、大阪市老人福祉施設連盟、大阪市原簿被害者の会、みおつくし福祉会、大阪社会事業クラブ、大阪市シルバー人材センター関西支部
開館時間	月~土(祝日を除く)9時~21時30分 日・祝 9時~17時	月~土 10時~21時 日・祝 10時~17時	月~金 9時30分~20時30分 土 9時30分~17時
休館日	毎月第3火曜日(国民の祝日にあたるときは翌日) 年末年始(12/29~1/4)	毎週火曜日 年末年始(12月29日~1月4日)	日祝祭日 年末年始(12/29~翌1/3)
管理体制	指定管理 (指定管理者:NPO法人きょうとNPOセンター)	指定管理	業務委託
現行管理期間 (指定管理の場合)	平成23.4月~平成27.3月(4年間)	平成23年4月~平成27年3月	-
管理経費(千円)	平成23年度 52,258千円	平成23年度 30,900千円	委託料 平成23年度 44,083千円
賃借料 (民間施設借上の場合)	無料	無料	-
スタッフ数	職員:7人, 嘱託:4人 アルバイト:2人	責任者1人, 他の職員10人で交代制	常勤職員:6人 非常勤職員1人(所長)
来館者数(人)	平成23年度 158,261人	平成23年度 4,654人	平成23年度 3,971人
施設	・ミーティングルーム(2室) ・交流フロア(9テーブル) ・スモールオフィス(12箇所) ・ロッカー(大36・中24・小18) ・メールボックス(96) ・図書コーナー ・受付・相談カウンター ・パソコンコーナー ・市民活動情報ライブラリー ・活動工房(印刷機他) ・市民活動情報コーナー	・会議室 ・和室 ・音楽室 ・集会室 ・多目的ホール	・パンフレットストック ・パソコンコーナー(1台設置) ・書籍コーナー ・市民交流スペース(打合せ用3テーブル) ・受付・相談カウンター
設備	・パソコン(利用者6台) ・プリンター(利用者2台) ・印刷機(2台)・紙折り機(1台) ・製本機(1台) ・裁断機(2台)・コピー機(1台) ・大型ホッチキス(1台) ・手動パンチ(2台) ・ラミネーター(1台)	・コピー機(利用者用・事業者用)	・パソコン(ボランティアグループ用1台) ・輪転機(1台)・紙折り機(1台) ・製本機(1台)・裁断機(2台) ・コピー機(1台) ・大型ホッチキス(1台) ・手動パンチ(2台) ・ラミネーター(1台)
事業	1 情報収集・提供 HPでの発信, 動画配信, 機関誌発行, インフォメーション サービス, メールマガジン, 専門的情報支那の提供他 2 相談 各種相談, 専門家による相談 3 育成 NPO講座, ボランティアコーディネーター育成講座, スモールオフィス利用団体へのインキュベーション, 公募型事業 4 交流・連携・仲介 交流型イベント, 地域, 企業, 大学, 他都市, 諸外国との交流・連携 公益財団法人京都地域創造基金との連携	1 市民公益活動のための施設の提供 2 市民公益活動に関する相談 3 市民公益活動に関する情報の収集及び提供 4 市民公益活動に関する調査及び研究 5 市民公益活動を行うもの相互の間及び市民公益活動を行うもの関係機関との間の連携及び交流の促進 6 市民活動活性化事業 7 自主事業 8 独自事業	(1)NPO・ボランティア活動推進支援事業 ・大阪市ボランティア情報センターの運営 ・他都市におけるNPO・ボランティア活動に関する調査 ・NPO・ボランティア情報ネットワークの運用 ・総合的なNPO・ボランティア相談 ・団塊世代等対象ボランティア活動支援事業業務 (2)地域貢献活動マッチングシステム運営事業 (3)(震災等緊急雇用対応事業)地域社会貢献活動推進事業 (4)コミュニティビジネス等促進事業
会議・研修室数	2	9	1
会議・研修室面積(㎡)		306	25
会議・研修室等施設利用料	無料	1時間100円	無料

政令市のNPOボランティア支援施設の概要

	堺市	神戸市	岡山市	広島市
施設名	堺市市民活動コーナー (相談、情報収集・発信等)	協働と参画のプラットフォーム	設置していない	広島市まちづくり市民交流プラザ
設置年月	平成16年4月	平成14年4月		平成14年5月
延床面積(m ²)	約60m ²	150.74m ²		5845m ²
場所	堺市役所本庁舎内(1階)*7月末に 社会福祉協議会1階へ移転予定	神戸市役所1号館24階		広島市中区袋町6番36号
他の入居施設	-	-		広島市立袋町小学校、広島市袋 町児童館、地下自転車等駐輪場
開館時間	平日 9時～19時 土日 10時～17時	平日 9時～18時		9時30分～22時
休館日	祝日、年末年始、臨時休館	土・日・祝日		毎月第3月曜日 年末年始(12/29～翌1/3)
管理体制	委託	行政直営		指定管理 (指定管理者:(財)広島市未来都 市創造財団)
現行管理期間 (指定管理の場合)	-	-		平成22年4月～平成27年3月 (平成23年4月から財団合併により指定管理者の 名称変更)
管理経費(千円)	平成23年度 9,519千円	平成23年度 2,273千円	平成 年度 千円	平成23年度 133,192千円
賃借料 (民間施設借上の場合)	-	-		-
スタッフ数	常駐2名*交代制	市職員3名、市民スタッフ2名		常勤職員:7人
来館者数(人)	平成23年度 8,699人	-	平成 年度 人	平成23年度 375,094人
施設	・打ち合わせスペース(2テーブル) ・書籍コーナー ・パソコンコーナー ・受付・相談カウンター	・打合せスペース 12人用(6テーブル):各1 6人用(1テーブル):各1		[南棟] 1階:エントランスロビー、受付、展示 コーナー、情報資料コーナー(情報検索 専用パソコン3台有) 2階:フリースペース、ラウンジ(ベビー ルーム) 3階:フリースペース、作業室(印刷機 等)、会議室A・B 4階:事務室、協議室、会議室C [北棟] 4階:ギャラリーA・B、 5階:研修室A・B・C 6階:プロジェクター室、倉庫、マルチ メディアスタジオ、同調整室、マルチメ ディア実習室 [その他] ・飲料水自動販売機(4台)、給茶器(2 台)、身体障害者用駐車場(3台)、オス トメイト対応トイレ、AED(自動体外式除 細動器)、公衆電話
設備	・印刷機 ・コピー機 ・紙折り機 ・パソコン(1台)	-		・パソコン(利用者2台) ・プリンター(利用者1台) ・印刷機(2台) ・フルカラー印刷機(1台) ・紙折り機(1台)・卓上製本機(1台) ・裁断機(1台)・コピー機(1台) ・ラミネーター(1台)・丁合機(1台) ・ポスタープリンター(1台) ・紙そろえ機(1台)
事業	(1)市民活動関連情報の収集 地域で活動するNPOを始めとする市民活動団 体に関する活動内容、ニーズ、活動予定などの情報を 収集する。(事業報告書の分析、現地ヒアリング調査 など) (2)市民活動関連情報の提供 収集した情報を活用する等して、市民活動コー ナーへの来所者や市民等からの電話・ファックスに 対応し、市民活動団体等の資料配架、NPO法人に 関する相談、助成金をはじめとする市民活動に役立 つ情報の提供を行う。 (3)市民活動支援情報紙の発行(月1回)、メールマ ガジンの発行(月2回) (4)対応日時などを設けるなどし、個別のNPO法人 の設立・運営、登記、税務・会計、労務に関する相談 業務に対応する。 (5)市民活動支援のためのホームページの情報更 新(更新データ作成、ファイル修正やサーバーへの ファイル転送を含む)やメール対応。 (6)実費負担により市民活動団体の方に利用して いただけ複写機、印刷機を市民活動コーナー内に準 備し、それらの実費徴収や管理などを行う。 (7)市民活動支援のための講座などを実施する。 (8)市と協働して、堺市内の市民活動の活性化のた めに、特定の分野にかかわらず、特定非営利活動 促進法に掲げられる全ての分野で活動する市民活 動団体への支援に努める。 (9)その他、市民活動コーナーの管理運営に付随す る業務。	・協働コーディネート ・市民活動団体等と関係機関 との連携 ・情報収集及び発信 ・支援(助成)事業 ・人材支援事業・場の提供		(1)生涯学習及び市民活動に関する 調査研究 (2)生涯学習及び市民活動に関する 情報の収集及び提供 (3)生涯学習及び市民活動に関する 講座の開催 (4)生涯学習及び市民活動に関する 交流、活動の場の提供 (5)その他指定管理者が市民交流 プラザの設置目的の範囲内で企 画・実施する事業 (6)上記(1)から(5)の事業につ いて、市民、市民活動団体等と積極 的に連携し、提案等を事業に反映 させる仕組み(企画運営グループ 等)をつくること。
会議・研修室数	0	0		6(会議室3、研修室3)
会議・研修室面積(m ²)	-	0		379
会議・研修室等施設利用料	-	-		有料

政令市のNPOボランティア支援施設の概要

	北九州市	熊本市	福岡市
施設名	北九州市市民活動サポートセンター	熊本市市民活動支援センター(愛称)あいぼーと	福岡市NPO・ボランティア交流センター
設置年月	平成13年10月	平成13年7月(別施設・別名称で開設)現在地は平成21年4月	平成14年10月
延床面積(m ²)	126.25m ²	554.8m ²	380m ²
場所	北九州市男女共同参画センター1階	熊本市中央区大江5丁目1番1号 熊本市総合保健福祉センター内	福岡市青年センター内(5階)
他の入居施設	北九州市男女共同参画センター他	熊本市保健関連課	青年センター(1階～4階)
開館時間	月～土 10時～21時 日祝祭日 10時～17時	8時30分～21時	月～土 10時～22時 日祝祭日 10時～18時
休館日	館内整理日月1～2回(木曜日) 年末年始(12/29～1/3)	毎月第2木曜日 年末年始(12/29～1/3)	毎月第4土曜日 年末年始(12/29～翌1/3)
管理体制	直営	民間委託(H24.4～) H23までは直営(嘱託員7名配置)	指定管理 (指定管理者:アーバンデザインコンサルティング㈱)
現行管理期間 (指定管理の場合)			平成21年4月～平成26年3月
管理経費(千円)	平成23年度 10,737千円	平成 年度 千円	平成23年度 29,622千円
賃借料 (民間施設借上の場合)			無料
スタッフ数	職員3名、嘱託職員4名	8人	常勤職員:4人・非常勤職員:5人
来館者数(人)	平成23年度 17,671人	平成23年度 51,047人	平成23年度 34,506人
施設	・ミーティングルーム ・フリースペース ・掲示板スペース ・貸しロッカー ・書籍コーナー	・会議・セミナー室(予約制・4分割可) ・イベントコーナー(予約制・10テーブル) ・フリースペース(7テーブル) ・情報提供コーナー ・インフォメーションボード ・パンフレットストック ・パソコンコーナー(2台設置) ・DVD・書籍コーナー ・ワーキングコーナー(印刷機・コピー機) ・受付・相談カウンター	・セミナールーム(会議・研修室)以外はワンフロアとして整備 ・打ち合わせスペース(4テーブル) ・たみスペース ・連絡ボックス(156個) ・インフォメーションボード ・パンフレットストック ・パソコンコーナー(4台設置) ・書籍コーナー ・丸テーブルコーナー(4テーブル) ・ワーキングコーナー(印刷機等) ・受付・相談カウンター ・公衆電話・FAX
設備	・パソコン(1台) ・プリンター1台(複合機) ・印刷機(1台) ・紙折り機(1台) ・裁断機(1台) ・複写機(1台)	・パソコン(2台) ・プリンター(コピー機兼用1台) ・印刷機(1台) ・その他小物事務用品	・パソコン(利用者4台) ・プリンター(利用者1台) ・印刷機(1台)・紙折り機(1台) ・製本機(1台)・裁断機(2台) ・コピー機(1台) ・大型ホッチキス(1台) ・手動パンチ(1台) ・ラミネーター(1台)
事業	(1)NPO・ボランティア活動等に関する総合的な相談受付 (2)様々な分野のNPO・ボランティア情報の提供 (3)ボランティア入門講座などの開催 (4)助成金など資金づくりの情報提供 (5)ミーティングスペースなど活動の場の提供 (6)印刷機、コピー機などの活用 (7)NPO法人認証・認定の相談及び申請等の受付	(1)市民公益活動の促進のための場・機材の提供事業 (2)市民公益活動に関する情報の収集および提供事業 (3)市民公益活動に関する講座及び研修の企画実施事業 (4)市民公益活動に関する相談事業 (5)NPO認証・認定事務(事前相談)	(1)市民公益活動の促進のための場・機材の提供事業 (2)市民公益活動に関する情報の収集および提供事業 (3)市民公益活動に関する講座及び研修の企画実施事業 ・ボランティア入門講座 ・NPO法人入門講座 ・NPO・ボランティア専門講座 (4)市民公益活動に関する相談事業 ・窓口即日相談 ・コミュニティビジネス相談 ・NPO会計・税務個別相談 ・地域とNPOの連携相談会 (5)災害時におけるボランティア活動支援事業 (6)市民公益活動を推進する交流連携事業 (7)調査研究事業
会議・研修室数		4室(パーティション分割)通常は分割なし	1
会議・研修室面積(m ²)		112.32m ²	65
会議・研修室等施設利用料		無料	無料

市民公益活動の推進に係る施策
基本方針

平成24年3月
福岡市

審議会答申を受けて

- 近年、社会問題や地域課題が多様化、複雑化していく中で、NPOやボランティアによる自主的・自発的できめ細やかな公益活動に対する期待はますます大きくなっています。
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界中に大きな衝撃を与えるとともに市民の社会貢献や、地域防災への意識を高めることとなりました。
- 福岡市では市民公益活動推進条例や福岡市基本計画などに基づいて市民公益活動の推進施策を積極的に進めてきましたが、今なお「NPOやボランティア活動に関する情報が市民に十分に伝わっておらず認知されていない」「NPOの基盤が脆弱である」等の課題を抱えています。
- このような中、福岡市では平成22年3月に、福岡市市民公益活動推進審議会に対し「市民公益活動の推進に係る施策について」の諮問を行い、これまで、審議会及びその作業部会である「市民公益活動の推進に係る施策検討部会」が計9回開催され、調査、審議のうえ、平成23年9月30日に福岡市長に、市民の公益的な活動への参加やNPO活動を推進し、共働によるまちづくりを実現していくための具体的な方策についての答申が行われました。
- 現在、国においては特定非営利活動促進法が改正され、従来、県等が行ってきたNPO法人の認証、認定等の業務が平成24年度から指定都市に移管されるなど、今後、福岡市はNPO法人に最も身近な所轄庁として、よりきめ細やかな支援を推進していくことが求められています。
- 今後は、今回この答申を基に策定した本基本方針により、市民があらゆる段階、場面で参加・活躍する仕組みづくりをはじめ、NPOと行政が共に働く福岡のまちづくりに向けた取り組みを具体化していくこととします。

平成24年3月
福岡市

－目 次－

第1. 基本的な考え方	1
第2. 今後の取り組みの方向性	2
第3. 今後取り組む主要施策	3
第4. 具体的な施策及び実施目標	4
1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み	4
(1) ライフサイクルを通じた公益力の育成	
2 「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」に向けた取り組み	5
(1) NPO活動支援基金の活性化	
(2) NPO法人の認証、認定業務の適切な実施	
(3) 情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり	
(4) NPO・ボランティア交流センターの機能の強化	
3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み	6
(1) 共働への理解の促進	
(2) 新たな共働事業提案制度の実施	
第5. 施策実施にあたって	7

第1. 基本的な考え方

背景

- (1) 少子高齢化や、情報化の飛躍的な進展等の社会経済の変化に伴い、集団から個人へ、量から質へ、画一から個性へなど、個人の価値観やライフスタイルの変化と多様化が進み、市民一人ひとりが向き合う課題も多様化、高度化が進んでいます。
地域における課題がますます複雑化・高度化するとともに、深刻化する若年者雇用の問題、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加、ネット上のいじめ問題の増加、高齢者の孤独死問題など、私たちは多くの新たな課題に直面しています。
- (2) 地域社会においては、環境美化、子ども育成、地域医療福祉、まちづくりなど、市民の自主的で主体的な公益的活動が展開されてきており、市民の社会参加、社会貢献意識も高まりつつあり、とりわけ、今般の東日本大震災を契機に、市民の地域防災意識や自助・共助意識の高まりも見られ、地域社会における公共の担い手であり、市民参加の受け皿であるNPOに対する期待も高まってきています。
地域の市民生活に根差したNPOは、地域が抱える課題やニーズをいち早く捉え、行政では十分に対応できない個々の課題やニーズに対し、柔軟かつ迅速に対応することができ、また、社会課題に対する市民の共感や理解を促し、市民参画の受け皿となることで、地域社会の主役である市民一人ひとりの市民性を醸成する存在です。
- (3) 平等・公平が求められる行政は画一的・網羅的な解決には適するものの、従前の行政主導による社会課題の解決や公共サービスの提供だけでは限界があり、市民一人ひとりが異なる課題に向き合う今日にあっては、十分な対応が困難です。
また、新たに発生している地域課題を解決するためには、これまでの行政のノウハウ、専門性や枠組みだけでは対応が困難な面もあります。
加えて、依然として厳しい地域の経済情勢や雇用環境が市税収入にも影響するなか、扶助費の増加等をから財政の硬直化も進んできており、市民一人ひとりが直面する課題に対し、機動的な対応が難しい状態になってきています。
- (4) 時代の大転換期にあって、本市はこれまで市民公益活動推進条例や各種計画に基づき、市民公益活動を推進してきたが、今後、福岡のまちの市民一人ひとりが、いきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、地域社会の課題を解決しようと真摯に活動するNPOに光を当て、自立した継続的活動を実現するとともに、市民の自主的・自発的な公益的活動の促進を図り、そして市民やNPOなどあらゆる主体が共働でまちづくりを進めていく必要があります。

第2. 今後の取り組みの方向性

「市民公益活動の推進に係る施策についての答申」では、市民公益活動を推進し、共働によるまちづくりを実現するために、下記の3つの目指すべき方向性が示されました。

本市においては、これらの目指すべき方向性を具体化するため、既存の施策を見直し、課題が残されている部分を充実させると共に、新たにNPOの活動基盤強化につながる施策を導入する等、主要な施策の取り組み方針をまとめました。

国においても寄附税制・認定NPO法人制度が抜本的に見直され、特定非営利活動促進法、租税特別措置法等の改正を受けて、平成24年度から政令指定都市においてNPO法人の認証・認定事務を行うこととなりました。今回の法改正と市への権限移譲は「新しい公共」を担うNPOの活動が市民に広く認知され、支援されることをより一層促進するものと思われま

す。これらの国の動きを一つの好機と捉え、本市においては、市民一人ひとりがいきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会の実現と自治都市・福岡の確立を目指し、市民公益活動の一層の推進に取り組んでまいります。

● 「市民公益活動の推進に係る施策についての答申」で示された目指すべき方向性

(1) 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

市民が、市民公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であると認識し、共働によるまちづくりの一員として、自主的・主体的に市民公益活動に参加していく。

(2) 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

公共の担い手であるNPOの活動が、社会で認知理解されることにより、多くの支援の輪が広がる。これによって、NPOの自立が促進され、継続的な活動が展開される。

(3) 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

市民、NPO、行政などあらゆる主体が、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとで、お互いの長所を活かしながら共働する。

第3. 今後取り組む主要施策

1. 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

(1) ライフサイクルを通じた公益力の育成

- ①若者向けNPO体験活動(仮称)
 - ・小中高生を対象にNPO・ボランティア体験活動を実施
- ②福岡版プロボノ事業(仮称)
 - ・仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築
- ③ボランティア・インターンシップ事業
 - ・地域活動や共働事業も対象メニューに追加など

2. 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

(1) NPO活動支援基金の活性化

- ・寄付金の使途や成果を明示、寄付手段の多様化
- ・補助率・補助上限回数の設定、団体補助を新設

(2) NPO法人の認証・認定業務の適切な実施

- ・法改正に伴い、新たな認証・認定制度を適切に運用

(3) NPO情報開示・発信基盤の整備

- ・一覧性をもって情報検索・比較できるシステムを構築

(4) NPO・ボランティア交流センター「あすみん」の機能強化

- ・団体の成長支援、コーディネート機能の強化 など

3. 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

(1) 共働への理解の促進

- ・後援名義、委託、補助等の手法や手続き等を整理
- ・職員研修の充実

(2) 新たな共働事業提案制度の実施

- ・NPOの自由・柔軟な発想を共働に結びつける仕組み
- ・行政が既に取り組んでいる事業をNPOと共働する仕組み
- ・多様な主体と共働し、事業を発展させられる仕組み など

第4. 具体的な施策及び実施目標

1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み

(1) ライフサイクルを通じた公益力の育成

① 若年期におけるNPO・ボランティアへの体験活動の機会の創出

市民一人ひとりが、公益活動の担い手として、自らが自発的かつ主体的に活動に参画していく社会を構築していくためには、社会貢献意識の醸成が不可欠であり、とりわけ若年期における体験や教育は重要です。

このため、小・中・高等学校の段階に応じた学習指導要領に基づき、NPO・ボランティア活動を通じNPOの正しい認識を促進するとともに、職場体験学習等による公益的な職業としてのNPOについての理解を促進します。

(施策)

小・中・高等学校を対象としたNPO・ボランティアの体験活動を実施【充実】

② 仕事を通じて身につけた専門的知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築

近年、経済活動の中心を担っている社会人が、仕事を通じて身につけた知識や技術、経験を活用することで社会貢献することができるような仕組み（プロボノ）が求められています。

プロボノはNPOにとっても専門家の優れたノウハウや成果物を無償で受け取ることができると同時に専門的なノウハウをその組織内に蓄積することができるため、事業としての導入検討に着手します。

(施策)

NPO人材マッチング事業（福岡版プロボノ事業）の可能性調査・検討【新規】

③ ボランティア・インターンシップ事業の継続実施

現在実施しているボランティア・インターンシップ事業については、3年間の取組実績を踏まえ、より一層効果的に事業を実施するため、NPO・ボランティア交流センター（あすみん）の事業として実施します。

実施にあたっては募集対象メニューに地域活動や共働事業などを加えるとともに、海外からの留学生などが参加しやすい環境の整備に努めます。

(施策)

募集対象メニューに地域活動や共働事業などを追加【充実】

2 「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」に向けた取り組み

(1) NPO活動支援基金の活性化

寄付文化の醸成と社会全体で市民公益活動を支えていく機運を高め、市民が社会貢献へ参画する機会を拡充するため、クレジットカード決済等多様な寄付手段の仕組みを構築し基金の充実を図るとともに、広報の強化により寄付の使途や成果を広く明らかにしていきます。

また、社会貢献意識の高い企業との連携の強化を図っていきます。

さらに、長期的な視点によるNPOの組織基盤の強化のため、団体補助や複数年にわたる事業補助を検討するとともに、NPOの自立を支援する視点から補助率・補助上限回数の設定を行います。

(施策)

- ネット寄付やクレジットカード決済等の仕組みを導入【新規】
- NPO支援基金、助成事業に関する広報の強化【充実】
- 社会貢献意識の高い企業との連携強化【充実】
- NPOが利用しやすい補助制度の検討【充実】

(2) NPO法人の認証、認定業務の適切な実施

平成24年4月1日からNPO法人に最も身近な所轄庁として市内NPOの認証・認定業務を行うため、所要の体制整備を行うとともに、円滑かつきめ細やかな支援を行います。

また、NPO法人を住民の福祉に寄与する法人として個別に条例で指定するなど、法令で市が独自に定めることができると思われる項目については、他の政令市等の状況等を調査するとともに、その必要性を整理し、基準について検討を進めていきます。

(施策)

- 改正NPO法に基づく認証・認定業務実施体制の整備及び円滑な施行【新規】
- 条例による個別指定などの必要性や基準について検討【新規】

(3) 情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり

NPOが市民や社会から認知・共感・信頼され、支援の輪が広がり、NPOの財政的・人的基盤の強化と一層の活動の促進を図るため、市のホームページ上において、一覧性をもって、検索し比較することができ、併せて関係情報も確認できるような、NPOの情報開示・発信基盤の整備を行います。

NPO法人の認証・認定にかかる情報データベースについては、現在、内閣府が特定非営利活動促進法の一部改正に併せNPO法人に関する情報提供システム等の構築作業を行っているところから、当面、福岡県、北九州市、本市の三者による認証・認定データベースの共同運用を柱としながら、将来的には市民にとってより利便性の高いNPO統合情報システムとなるよう検討、開発を行っていきます。

また、地域とNPOをつなげるため公民館等、既存の公共施設を更に活用していきます。

(施策)

- NPO法改正に伴うホームページ、データベースの整備【新規】
- 公民館、市民センター等公共施設を活用した情報発信【充実】

(4) NPO・ボランティア交流センターの機能の強化

NPO・ボランティア交流センターについては、市民公益活動の核となる交流拠点としてさらに充実した支援を行っていくため、現行の機能に加え、団体の運営能力の強化にかかる支援や、地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション機能を強化していくとともに、小中高生に対する啓発機会の拡充、若者の公益活動への参加の拡大を強化します。

また、平成25年度末に第2期の指定管理期間が終了するため、平成24年度にセンターの今後の在り方についての検討を行います。

NPO・ボランティア交流センターの施設については、入居している青年センターが平成27年度末までに廃止されることとなったため、移転先として予定している中央児童会館等建て替え施設での施設整備とあわせ、機能の充実について検討を開始します。

(施策)

- 地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション事業【充実】
- 小中高生の啓発事業、若者の公益活動への参加拡大【充実】
- 第2期指定管理期間終了に伴う、あすみの今後の在り方検討【新規】
- NPO・ボランティア交流センターの移転に伴う施設整備等の検討【新規】

3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み

(1) 共働への理解の促進

NPOや市職員、双方が共働への理解を深め、誰もが共働に取り組めるように、共働の定義や意義、手続き、手法等をまとめた手引を整備します。

(施策)

- 共働推進の手引きの策定【新規】
- 職員研修の充実【充実】

(2) 新たな共働事業提案制度の実施

行政単独で実施するよりも最適な主体同士が結びつき共働することにより、より効果的な課題の解決が見込める場合においては、双方の特性を活かし共働で実施することが望ましいと考えます。

今後、共働の理念を普遍的なものとして行政内部に一層浸透し、根付かせるため、以下の見直しを行います。

※別紙1「新しい共働事業提案制度について」 参照

(施策)

- 課題の掘り起こしを行う仕組みの構築【新規】
- 市単独で実施している既存事業の共働化への再構築【新規】
- 企業、大学、地域など最適な主体との共働を進める仕組みの構築【新規】

第5. 施策実施にあたって

今後、市民公益活動の推進に係る施策については本基本方針に基づき速やかに着手・実施します。

また、本基本方針に基づき導入した施策を効果的に実施していくため、市民公益活動推進審議会において、毎年進捗状況をフォローアップするとともに、平成28年度を目処に取り組み全体の見直しを行うこととします。

※別紙2「主要施策の実施に向けたロードマップ」 参照

平成23年度

市民公益活動の推進に係る施策

基本方針

平成24年3月

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課

TEL (092) 711-4283

FAX (092) 733-5595

メール koeki.CAB@fukuoka.lg.jp

主要施策の実施に向けたロードマップ

別紙

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ライフサイクルを通じた 公益力の育成	若者向けNPO・ ボランティア体験			実施	実施	
	NPO人材マッチング事業 (福岡版プロボノ事業)		調査		実施	
	ボランティア・インターン シップ事業	実施				NPO・ボランティア交流センター「あすみん」事業として発展
NPO活動支援基金の 活性化	使途や成果の明示、寄付手段の多様化等 補助金交付 要綱改正				実施	
新たな認証・認定制度 の実施	権限移譲準備				実施	
NPO情報開示・発信 基盤の整備	県・北九州市・福岡市 共同DB協議		内閣府暫定システム稼働		内閣府新システム稼働	
NPO・ボランティア交流 センター「あすみん」の 機能強化	第2期指定管理期間(アバンティデザインコンサルダント)		県・北九州市・福岡市共同DB運用		NPO情報統合システムの検討・開発	
共働への理解の促進	共働推進の手引き作成		在り方検討会 募集指針 作成	公募・審査・指定		第3期指定管理期間
新たな共働事業提案 制度の実施	先行実施			実施		検討

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例

(設置)

第1条 NPOやボランティアなどによる市民公益活動に関する情報及び交流の場を提供することにより、市民の自主的かつ自発的な活動の促進を図り、もって市民主体のまちづくりの実現に寄与するため、福岡市NPO・ボランティア交流センター(以下「センター」という。)を福岡市中央区大名二丁目に設置する。

(定義)

第1条の2 この条例において「市民公益活動」とは、福岡市市民公益活動推進条例(平成17年福岡市条例第62号)第2条第1号に規定する市民公益活動をいう。

(事業)

第2条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供
- (2) 市民公益活動に関する調査及び研究
- (3) 市民公益活動に関する研修及び講座の実施
- (4) 市民公益活動に関する相談
- (5) 市民公益活動の促進のためのセンターの施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的の達成に必要なこと。

(施設)

第3条 センターに、交流スペースその他の施設を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの施設の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) センターの管理上の指示又は指導に従わない者
- (2) センターの管理上支障があると認められる者

(利用者の管理義務)

第6条 利用者は、利用期間中その利用に係るセンターの施設、付属設備等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償等)

第7条 利用者がその責めに帰すべき事由により、センターの施設、付属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、センターの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第5条に規定する利用の制限に関する業務
- (3) センターの施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第9条 市長は、センターの管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、センターの管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) センターの管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

(指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

(指定の取消し等)

第11条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 第9条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正にセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなったセンターの施設、付属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、センターの施設、付属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第14条 第8条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第5条の規定の運用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年10月6日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定及び第2条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡市NPO・ボランティア交流センター条例第8条の規定に基づき管理を委託しているセンターの当該管理については、平成18年9月1日(その日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきセンターの管理に係る指定をした場合には、当該指定日)までの間は、なお従前の例による。

審 議 項 目

議題 2

特定非営利活動促進法における個別条例指定について

【提案の趣旨】

特定非営利活動促進法の改正により、平成24年から本市が所轄庁として認証・認定事務を行っている。

認定事務において、NPO法人を条例で指定することにより、認定基準のひとつを満たす（個別条例指定）規定がある。

この個別条例指定について、他都市の状況等を検証しながら、本市における必要性や基準についてご意見を伺うもの。

特定非営利活動促進法における個別条例指定について

【経緯】

1 N P Oに係る法制度の推移

(1) 平成10年 特定非営利活動促進法の制定

- ・ N P O法人の制度化

(2) 平成13年 租税特別措置法の改正

- ・ N P O法人に対する認定制度の創設（税制上の優遇措置の付与）

(3) 平成24年4月1日 特定非営利活動促進法の改正

①所轄庁の変更

- ・ 内閣府，都道府県→都道府県，政令指定都市

②認定N P O法人制度の法制上の統合

- ・ 租税特別措置法の認定に関する事項が削除され，特定非営利活動促進法に認定に関する事項が追加

③認定基準の緩和（P S T基準の緩和）

- ・ 総収入における寄附金の割合が20%以上（相対値基準）
- ・ 3,000円以上の寄附者が年平均100人以上（絶対値基準）
- ・ 都道府県，市町村の条例で指定するN P O法人（個別条例指定）

※ P S T基準（パブリックサポートテスト）とは，N P O法人が寄付を通じて国民の支持を得ているかの基準

④仮認定制度の創設

- ・ P S T基準不要

2 福岡市における個別条例指定の検討について

(1) 現在の状況

- ・ 全国的な動向等を見ながら，必要性について継続的に検討していく。
- ・ 県内では本市のほか，福岡県，北九州市も所轄庁であり，三者で協議を進めていきたい。

(2) 法改正後の認定申請等の状況

	協議件数	申請件数
認 定	2	1
仮認定	6	0（継続協議中3）

※窓口による相談件数 認証関係 513件（平成24年4～7月末）
認定関係 19件（平成24年4～7月末）

※電話による相談件数（認証・認定） 481件（平成24年4～7月末）

※平成24年7月31日現在 市内のN P O法人数 595法人
うち，認定N P O法人数 8法人

3 他都市の状況

(1) 都道府県の状況

- ・ 条例制定済 神奈川県, 大分県
- ・ 平成24年度予定 京都府
- ・ 平成25年度予定 北海道, 奈良県

(2) 政令指定都市の状況

- ・ 条例制定済 横浜市, 川崎市, 相模原市
- ・ 平成24年度予定 京都市
- ・ 平成25年度予定 札幌市

(3) 条例で定める基準

- ・ 所在地について
- ・ 市民からの支持について
- ・ 活動内容(公益性)について
- ・ 運営組織及び事業活動に関する要件について 等

(4) 福岡県の考え方

- ・ 市民公益部門ではなく税務部門が主導して検討を行っている。そのため個別条例指定制度に対する基本的な考え方が定まっていない状態である。

4 参考

- (1) 認定基準の8項目…資料12
- (2) 認定による税制優遇措置…資料13
- (3) 条例指定一覧表…資料14

【認定NPO法人】

- 特定非営利活動法人 患者の権利オンブズマン
- 特定非営利活動法人 子どもの村福岡
- 特定非営利活動法人 サイエンス・アクセシビリティ・ネット
- 特定非営利活動法人 市民オンブズマン福岡
- 特定非営利活動法人 チャイルドラインもしもしキモチ
- NPO法人 ハッピーマンマ
- 特定非営利活動法人 福岡どうぶつ会議所
- 特定非営利活動法人 福岡犯罪被害者支援センター

◎認定基準の 8 項目

① P S T 基準をクリアしていること

※ P S T 基準とは、N P O 法人が寄付を通じて幅広く市民から支持を得ているかを
認するテストであり、以下の 3 項目のうち、いずれかを満たしていることが条件

- ・ 経常収入金額に占める寄付金の割合が 20% 以上であること
- ・ 各事業年度中の寄付金の額が 3, 000 円以上ある寄付者の数が年平均 100 人以上であること
- ・ 都道府県・市町村から条例で個別指定を受けていること

- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50% 未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 所轄庁に対して事業報告書などを提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

※参考

N P O 法人の仮認定について

設立が新しく、活動実績が少ない N P O 法人にも税制上の優遇措置の対象を広げるため、設立 5 年未満の法人が一度だけ利用できる制度である。

仮認定は、P S T 基準以外の認定要件（上記②～⑧）を満たせば、認定 N P O 法人が受ける税制上の優遇措置の一部を 3 年間受けることができる。

◎認定による税制優遇措置

- ①個人が認定NPO法人に寄附した場合、寄附金控除の適用が認められる
- ②認定NPO法人に寄附した法人の損金算入限度額の枠の拡大
- ③財産の相続人が認定NPO法人に対して寄附した場合、その寄附をした財産は相続税非課税
- ④認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄付金の額とみなす(みなし寄附金)

※仮認定NPO法人については、①、②のみ対象

公布日	神奈川県	大分県	京都府
パブ コメ	平成24年2月1日 実施済み	平成24年6月 実施済み	平成24年9月議会上程予定 平成24年7月6日～8月6日
	<p>(1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること</p> <p>(2) ア 次に掲げる基準に該当していること</p> <p>(7) その事業活動の内容が次の基準に該当していること</p> <p>a 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの</p> <p>b 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの</p> <p>(4) その特定非営利活動が次の基準に該当していること</p> <p>a 定款に記載された目的に適合した活動の実績があり、継続が見込まれる</p> <p>b 法人以外からの支持されている実績がある</p> <p>イ 知事が適当であると認めたもの</p> <p>(3) 運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること</p> <p>ア 各役員について、次に掲げる役員が総数の3分の1以下であること</p> <p>(7) 当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに特殊な関係にある者</p> <p>(4) 特定の法人の役員または使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びに特殊な関係にある者</p> <p>イ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ウ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿及び書類を備付けてこれらにその取引を記録し、かつ帳簿及び書類を保存していること</p> <p>エ 使途不明金がないこと、帳簿に虚偽の記載がないこと、その他不適切な経理が行われていないこと</p> <p>(4) 活動に関し次に掲げる基準に適合していること</p> <p>ア 次に掲げる活動を行っていないこと</p> <p>(7) 宗教活動</p> <p>(4) 政治活動</p> <p>(9) 政治活動</p> <p>イ 役員、社員、職員若しくは寄付者若しくはこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びに特殊な関係にある者に特別な利益を与えないこと</p> <p>(6) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、主たる事務所で閲覧させること</p> <p>ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 寄付金を充当する要論の事業を記載した書類、規則で定めた書類</p> <p>(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除き、インターネットを利用して公表すること</p> <p>ア 規則で定める書類</p> <p>イ 事業報告書等(年間役員名簿、社員名簿を除く)、定款等</p> <p>(7) 各事業年度において、事業報告書等をNPO法第29条の規定により所轄庁へ提出していること</p> <p>(8) 法令違反等がないこと</p> <p>(9) 設立から1年を超えていること</p> <p>(10) 実績判定期間において、(1)～(8)に適合していること</p>	<p>(1) 公益性に関する要件について</p> <p>① 県民からの支持について</p> <p>(次のいずれかを満たしていること)</p> <p>イ 実績判定期間における経常収入金額のうち寄付金等の収入金額の占める割合が10%以上であること</p> <p>ロ 実績判定期間内の各事業年度中の寄付金の額の総額が3,000円以上である寄付者の数の合計数が年平均50人以上であること</p> <p>(2) 公益性を高めるための要件について</p> <p>① 県民からの認知について</p> <p>(次のいずれかを満たしていること)</p> <p>イ 新聞、テレビ、ラジオ、自治体広報誌を使った情報発信が年2回以上あること</p> <p>ロ 一般向け会報誌や活動案内等を不特定多数の者が出入りできる場所5ヶ所以上に設置していること</p> <p>ハ 一般を対象としたセミナーやイベントを年4回以上開催していること</p> <p>② 他の主体との協働実績について</p> <p>自治体との協働実績が年1回以上あること、または自治体以外の団体と自治体が行う協働と類似の協働実績が年2回以上あること</p> <p>③ 活動の継続性について</p> <p>今後も継続が見込まれる活動であること</p> <p>(3) 運営組織及び事業活動に関する要件について</p> <p>① 活動の対象について公益的な活動でないこと</p> <p>② 運営組織経理について適正であること</p> <p>③ 事業活動について内容が適切であること</p> <p>④ 情報公開について適正に行われていること</p> <p>⑤ 事業報告書等について各事業年度においてNPO法第29条の規定により所轄庁へ提出していること</p> <p>⑥ 法令違反等がないこと</p> <p>⑦ 設立から1年を超えていること(少なくとも2つの事業年度を終えていること)</p>	<p>(1) 法人の活動規模に関する要件</p> <p>(次のいずれかを満たしていること)</p> <p>① 特定非営利活動に係る事業費が年間150万円以上</p> <p>② 年度末現在の会員数が50人以上であること</p> <p>(2) 府民等からの支持について</p> <p>(次のいずれかを満たしていること)</p> <p>① 年間50人以上(活15万円以上の寄附実績)</p> <p>② ホランディアスタッフやインターン及びそれに準じる研修生の年間延べ活動実績が200時間以上</p> <p>(3) 活動内容等の評価について</p> <p>① 特定非営利活動が府民または府が有する社会的な課題の解決に対して成果を上げているもの</p> <p>② 特定非営利活動が地域社会と関係を有しながら行われているもの</p> <p>③ 今後も継続が見込まれる活動であること</p> <p>④ 第三者が活動を評価する方法により、その活動方法を改善する仕組みを有すること</p> <p>(4) 京都府内に事務所を有すること</p> <p>(5) 2年以上の事業年度を有すること</p> <p>(6) インターネットの利用その他の適切な方法により規則で定める法人の情報が公開されており、かつ内容が適正であることを知事又は知事が別に定める団体により確認されていること</p> <p>(7) 事業を実施できる組織の体制であること</p> <p>(8) 運営組織及び事業活動に関する要件について</p> <p>PST基準以外の認定要件をみたしていること</p>

指定要件